

多治見都市計画 特別用途地区の変更（多治見市決定）

都市計画特別用途地区を次のように変更する。

種 類	面 積	備 考
第一種特別工業地区	約 39.4 ha	（変更前）約 39.4 ha から 0.01ha 増
第二種特別工業地区	約 46.6 ha	（変更前）約 46.6 ha から増減なし
第一種特別工業制限地区	約 112.2 ha	（変更前）約 112.2 ha から 0.01ha 減
第二種特別工業制限地区	約 98.4 ha	（変更前）約 98.4 ha から 0.02ha 減
合計	約 296.6 ha	

「種類、位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

区域区分の変更により用途地域の変更を行うことに伴い、特別用途地区の変更を行う。

多治見都市計画 特別用途地区の変更

理 由 書

1. 都市計画変更の背景

今回の変更は、区域区分の変更により用途地域の変更を行うことに伴い、特別用途地区の変更を行うものである。

2. 都市計画変更の内容

特別用途地区を変更する目的及び概要は以下のとおり。

- ① 特別用途地区の境界としている地番界の是正により、計画図上で不整合となっている箇所を変更する。
 - ・ 特別用途地区の変更：4箇所